



預けて安心！



保存版

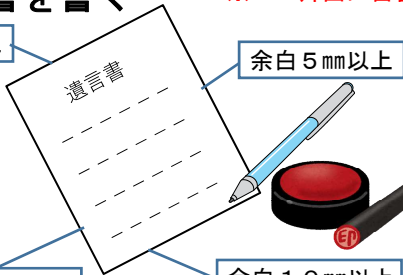
自筆証書遺言書保管制度

ステップ1

遺言書を書く

※A 4 片面に自書

余白 5mm以上



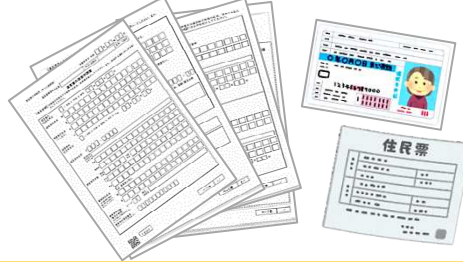
余白 5mm以上

余白 20mm以上

余白 10mm以上

ステップ2

申請書を作成する
添付書類を準備する



手数料3,900円

マイナンバーカード
運転免許証等

本籍・筆頭者
の記載のある
住民票

ステップ3

予約する

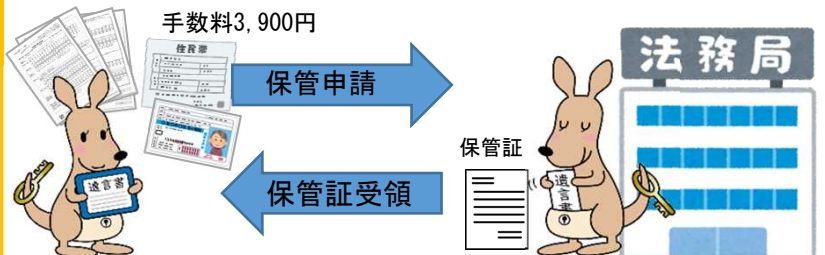
電話またはインターネットで予約



法務局手続案内
予約サービス

ステップ4

法務局（遺言書保管所）に行く



ご自身の大切な財産や想いを未来に託すために…、ぜひ本制度をご利用ください

利用者の声

「法務局が預かってくれるから安心」「手数料が安い」「気軽に利用できる」
「自分の死後に、自分が指定した人に遺言書があることを通知してもらえる」

もっと知りたい方は

法務省ホームページ または お近くの法務局まで、



自筆証書遺言書保管制度

検索

お気軽にお問い合わせください。

松山地方法務局

供託課	TEL089-932-0888
大洲支局	TEL0893-50-5055
西条支局	TEL0897-56-0188
四国中央支局	TEL0896-23-2407
今治支局	TEL0898-22-0855
宇和島支局	TEL0895-22-0770



あなたの思い、**遺言書**で 大切な人に残してみませんか？

例えば・・・

遺言書

遺言者 法務太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者名義の預貯金その他一切の財産を、遺言者の長女法務真理（昭和〇年〇月〇日生）長男法務一郎（昭和〇年〇月〇日生）及び二女法務ひろみ（昭和〇年〇月〇日生）に各3分の1の割合で相続させる。

2 付言

真理、一郎、ひろみ

みんながまだ小さかった頃、仕事仕事で、かまっていられなかったけど、疲れて帰っても、3人の寝顔を見ていたら、明日も頑張ろうと思えました。今でもあの頃のことを思い出して、とても幸せな気持ちになります。お母さんと結婚できて、真理、政美、ひろみが、お父さんの子どもに生まれてきてくれてお父さんは幸せでした。

みんなの人生が幸多きことを願っています。これからも、きょうだい仲良くね。今までありがとう。

令和6年8月8日

愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番〇号 法務太郎

法
務

※遺言事項について

財産を誰にどう残すかなど、法的に効果を持たせる事項を記載します。相続人以外の方に財産を残す場合には「〇〇（住所・氏名）に〇〇を遺贈する」などと記載します。
ほかにも、遺言執行者の指定など、遺言することができます。

※付言事項について

法的効果はありませんが、**感謝の気持ち**を伝えたり、**想い**を伝えたりすることができます。
例えば、相続人以外の方への遺贈について、「お父さんは、・・・と考えて、〇〇に遺贈することにしたので、家族は、お父さんの気持ちをわかってほしい。」など、**自分の願い**を書くこともできます。

遺言書の内容について相談したい場合は、まずは、弁護士、司法書士等の専門家に相談されることをお勧めします。法務局では、遺言書の内容に関するご相談には応じられません。

あなたの想い

